

## 従業員に健康診断を受診させていますか？

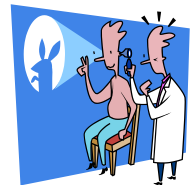
最近の過労死・過労自殺、業務起因の脳疾患・心疾患及び精神疾患の急増を受けて、会社の社員に対する健康管理責任が大きくなってきています。事業主が「従業員の健康状態を知らなかった」では済まされなくなっているのです。

社員のメンタルヘルスマネジメントはなかなか難しいですが、少なくとも、法律で定められた健康診断は確実に実施して、従業員の健康状態を把握し、「異常の所見有り」と診断された者については、医師の意見を聴いた上で必要な措置をとることが重要です。

### 労働安全衛生法上の義務

- 医師による健康診断の受診
- 健康診断の結果を労働者へ通知、または結果を保存
- 結果が思わしくない場合などは、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは労働者に対して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずる。
- 健康診断個人票を5年間保存し、これに基づいて従業員の健康管理や適切な配置転換などの措置を講ずる。
- 規定に違反した場合は、50万以下の罰金

※健康診断の具体的な内容については、Kの会便り69号をご覧ください。



### 健康診断の費用や受診の時間の賃金は支払うのか？

事業者を実施義務が課せられている健康診断の費用は、当然に事業者が負担すべきです。賃金の支払いに関しては、一般健康診断の場合は労働時間に含めるのが望ましいですが、特定健康診断については当然に労働時間に含め、時間外に健診を実施した場合は割増賃金も発生します。

### 社員が各自で地域の健康診断を受けているから会社では必要ないのでは？

各市町村で行われている健康診断は、健診の日や場所も限られ、診査項目も異なっています。費用が各自負担となりがちのため、受診するか否かの判断が各自の判断にまかされてしまいます。健康診断を行うのは法で定められた事業者の義務です。事業者の責任のもとで行うようにして下さい。

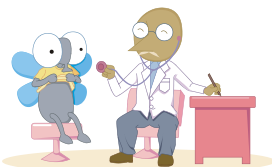
### 受診を促しても、個人の問題だから会社が強制する権利はないと言って、健康診断を受けない社員がいる。

罰則はありませんが「労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければならない」という規定があります。業務命令で健康診断を受診させることは法的に問題ありません。また会社が実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合には、従業員が各自で受けることも認められていますが、その場合の費用については、本人負担としてもよいとされています。

### 派遣社員の健康診断はどこで受けるのか？

一般健康診断は派遣元が、特殊健康診断は派遣先が実施義務を負います。

健康診断の結果に基づく就労に関する配慮義務は、派遣元・派遣先双方が負います。



労働基準協会に加入の場合は会員価格で受診できます。社会保険（協会けんぽ）では35歳以上の加入者への助成制度があります。詳しくは、伏屋事務所へお問い合わせください！